

家族法制の見直しに関する中間試案に関する意見募集

法制審議会家族法制部会では、第20回会議（令和4年11月15日開催）において、「家族法制の見直しに関する中間試案」を取りまとめました。

法務省民事局参事官室では、この中間試案を公表して、広く皆様の御意見を募集する手続を実施することとしました。また、この意見募集に際し、中間試案の内容を御理解いただく一助とする趣旨で、より詳細な説明を加える「家族法制の見直しに関する中間試案の補足説明」のほか、その概要を紹介する「家族法制の見直しに関する中間試案の概要」及び「家族法制の見直しに関する中間試案に関する参考資料」を作成し、公表しますので、これらも併せてお読みいただければ幸いです。

この中間試案は、これまでの審議結果を取りまとめたものであって、確定的な案を示すものではありません。今回の意見募集の結果を踏まえた今後の審議において、更に検討を深めて成案を得ていくことが予定されているものです。

寄せられた御意見については、当参事官室において取りまとめた上、今後の家族法制部会の審議の参考にさせていただきますが、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います（法人その他の団体においては、その名称を公開する可能性もございます。）。

なお、この意見募集は中間試案に対する賛否の数を集計することを目的とするものではありませんので、同一の人が同一の意見を複数回にわたり提出することは、お控えください。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和4年12月6日（火）～令和5年2月17日（金）

2 意見送付要領

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール、郵送又はファクシミリいずれかの方法により、日本語にて、意見募集期間の最終日必着で送付してください（外国在住の方も意見を提出していただいても差し支えありません。）。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）に加え、個人においては氏名（匿名でも構いません。）、年齢、性別及び職業を、法人その他の団体においてはその名称をそれぞれ記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、どの項目に対する御意見か（例えば「第2の3(1)について」など）を必ず明示するようにしてください。

また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記していただきますようお願いいたします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 宛先

法務省民事局参事官室

- ・ 郵送：〒100-8977
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
- ・ FAX：03-3592-7039
- ・ 電子メール：minji222@i.moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5967）